

### 第3章 本学における教職課程の単位

免許状を取得するための法定上の最低修得単位数については、「第2章 免許状取得の条件」で説明したとおりです。

そして、本学においては、教育職員免許法に定める「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教科及び教職に関する科目」のそれぞれについて対応する科目を定めており、免許状を取得するためには次表に示す単位の修得が必要です。

免許状取得希望者は、所属学部配当の主として卒業所要単位に算入されない自由科目群（文学部、および外国語学部についてはこの限りでない）から所定の科目（単位）を授業時間割および履修制限単位等を熟慮のうえ、1年次から計画的かつ効率的に履修・修得しなければなりません。

#### 【中一種免】

教育職員免許法 に定める科目		修 得 单 位 数	
文部科学省令に定める科目		<b>8単位</b>	
教科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	教育の基礎的理解 に関する科目等	<b>必修科目31単位</b>	合 計  <b>59単位</b>
	教科及び教科の指導法 に関する科目	<b>28単位</b> <b>(必修科目の修得が条件)</b>	

#### 【高一種免】

教育職員免許法 に定める科目		修 得 单 位 数		
文部科学省令に定める科目		<b>8単位</b>		
教科 及 び 教 職 に 関 す る 科 目	教育の基礎的理解 に関する科目等	<b>必修科目27単位</b>	<b>選択科目から8単位</b>	合 計  <b>59単位</b>
	教科及び教科の指導法 に関する科目	<b>24単位</b> <b>(必修科目の修得が条件)</b>	※「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」のいずれの選択科目の単位でも可	

必要科目の詳細については、「第5章 学部別一種免許状取得必要科目一覧」を参照してください。